

保護者様

平成25年6月6日
みしま中央保育園
園長 櫻井比呂子

PM2.5 (微小粒子状物質) への対応について

PM2.5 (微小粒子状物質) による大気汚染が懸念されておりますが、その対応については、国が示した暫定的な指針に基づき、県が「注意喚起」を行うことになりました。

ついては、注意喚起が行われた場合には、職員が速やかに周知するとともに、園児の安全確保について適切な対応を行います。

PM2.5 に関する注意喚起が行われた場合の対応について

1 注意喚起情報の発表及び伝達について

県内で早朝の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に県が注意喚起を行います。

新潟県では、県内の各地測定局において、PM2.5の濃度が、午前5時、6時、7時の3時間平均で、1局でも $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、その日の1日平均値が、注意喚起を行う $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると判断し、午前8時に全県に注意喚起情報を発表することとしています。

2 注意喚起情報が発表された場合に実施する事項

(1) 情報の伝達及び情報確認

・職員が速やかに周知し、下記(2)の注意喚起を行います。

(2) 注意喚起の実施

注意喚起情報が発表された場合、園児の健康管理の観点から適切な対応を行います。

○屋外での長時間の激しい運動(マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動) や外出をできるだけ減らします。
○屋内においても窓の開閉、換気は必要最小限にします。
○特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する園児に対しては、体調の変化に十分注意して対応していきます。

(3) 健康被害の報告

園児にPM2.5に起因する健康被害が発生した場合は、被害報告を保育課へ連絡します。

3 その他留意事項

(1) 県が行う注意喚起は、早朝の測定結果により1日を単位として行われます。

なお、PM2.5の濃度が低下しても解除の発表はありません。(1日の終了をもって自動的に注意喚起が解除されます。)

(2) 帰宅後も不要不急の外出をなるべく控えるよう保護者様にお伝えします。

(3) マスクの着用は一定の効果が期待できますが、PM2.5は花粉よりも微粒子ですので、素材や着用方法により完全に防げないこともあります。微粒子の捕集効率の高いフィルターを使用しているマスクがより効果的です。

4 参考 (PM2.5に関すること)

(1) PM2.5 (微小粒子状物質) とは

大気中に浮遊している直径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子で、発生源は主に焼却炉のばい煙や自動車の排気ガス等です。

(2) 健康被害について

PM2.5は粒子が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されています。

(3) 環境基準と暫定指針について

「環境基準」とは、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準であり、PM2.5については、1日の平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1年平均が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とされています。

「暫定基準」とは、人の健康に影響を与える可能性が高くなると予測される濃度水準で、注意喚起を行う目安として国が暫定的に定めた数値で、環境基準の倍の1日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測される場合(午前5時、6時、7時の3時間平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合)としています。

なお、最新のPM2.5の情報(1時間ごとに更新)は県のホームページ「新潟県の現在の大気環境(速報)」で確認できますので活用して下さい。

<http://www.niigata-taiki.com/> (PC)

<http://www.niigata-taiki.com/m/> (携帯)